

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第84号

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を
改正する条例

川崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年川
崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「保育士（」の次に「法第 18 条の 29 に規定する地域限
定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。